資料４

船員保険特別支給金の支給について（案）

１　概　要

○　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成１９年法律第３０号）による船員保険法の改正に伴い、職務上の事由による給付については、基礎的な給付を労災保険から支給し、従前の給付水準を維持するため補完的に船員保険から給付を行う仕組みとされたところ。

【傷病手当金特別支給金】

○　改正前の船員保険では職務上の事由による傷病手当金（標準報酬日額の６割に相当する金額）の支給を受ける者に対し、福祉事業として傷病手当金の支給日額の１／３に相当する金額を特別支給金として支給してきたところであり、休業期間中（療養開始後５月目以降）については、標準報酬日額の８割に相当する金額を補償してきたところ。

○　労災保険の休業（補償）給付については、療養開始後１年６月経過後の給付基礎日額に上限（最高限度額）が定められており、新制度下における船員保険による休業手当金は、最高限度額が標準報酬日額の６割に満たない場合に給付を行うこととしている。

○　上記の給付に加え、労災保険から最高限度額の２割に相当する金額が特別支給金として支給されるが、最高限度額が標準報酬日額の６割に満たない者については従前の給付水準を満たさない。

【傷病手当金（予後手当相当）】

○　改正前の船員保険法では、船員法の予後手当に相当する給付が傷病手当金（職務上）の一部として規定されていたところ。

○　新制度下においては基本的な給付については労災保険から支給されるところであるが、労災保険における労働不能と船員保険法における職務不能の考え方が異なること等により、予後手当に相当する給付が行われない状況となっており、従前の給付水準を満たさない。

2　支給に係る考え方

○　特別支給金については、従来、法定給付を補完する給付を行うものとして福祉事業により実施してきたところであり、新制度下における福祉事業は協会の事業として位置づけられていることから、当協会の福祉事業として特別支給金に関する規定を整備し給付を行うこととし、支給に関する基本的な考え方については、次のとおりとすることとしたい。

【休業手当金特別支給金（仮称）】

○　休業手当金特別支給金は、労災保険による保険給付等及び船員保険の保険給付と併せて支給を行い、船員保険法第１１１条第２項の福祉事業として被保険者等の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

○　休業手当金特別支給金は、次の各場合に掲げる期間の区分に応じ、それぞれに定める金額とする。

支　給　期　間	支　給　額
職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき療養のため労働することができないために報酬を受けない日であって、療養を開始した日から起算して１年６月を経過した日以後の期間（労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付又は休業給付の支給を受ける場合に限る。）	標準報酬日額の１００分の８０に相当する金額から労働者災害補償保険法第８条の２第２項第２号に定める額、同法第２９条第１項第２号に掲げる事業として給付される支給金の額及び船員保険法第８５条第２項第３号に定める額を控除した額
職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、療養を受けなくなった後１月の範囲内の期間（当該疾病又は負傷により船舶に乗り組むことができない場合に限る。）	標準報酬日額の１００分の８０に相当に相当する金額

3　実施日等

○　今後、内部規程等を整備し実施していくこととするが、予後手当に相当するものについては本年１月から適用する。
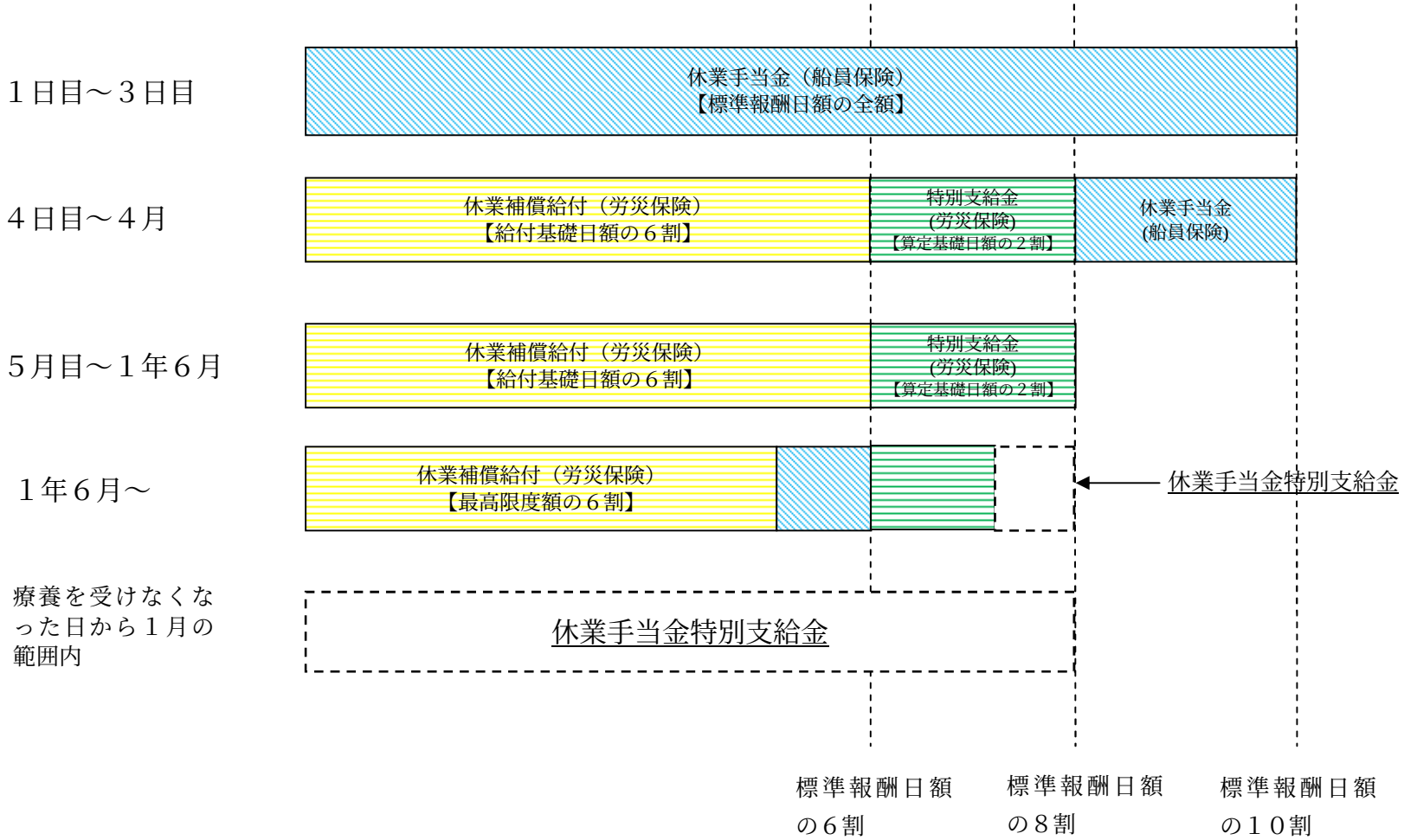
休業手当金特別支給金のイメージ